

静岡県環境保全型農業推進方針

～ 人と農産物と環境の良い関係をめざして ～

第1 趣旨

環境問題に対する県民の関心が高まる中、農業においても環境との調和について適切な対応をとり、県民の信頼を得ていくことが必要である。

このため、「静岡県環境保全型農業推進方針」（以下「推進方針」という。）を定め、できる限り環境負荷の少ない農業への転換を目指し、本県の自然立地条件に即した持続性の高い環境保全型農業を推進する。

第2 本県における環境保全型農業に対する考え方

本県における「環境保全型農業」とは、農業者による「農薬安全使用指針・農作物病虫害防除基準（以下「防除基準」という。）」並びに「農作物施肥基準（以下「施肥基準」という。）」に基づく適正な生産活動、及び「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定）に基づく「環境と調和のとれた農業生産活動規範（以下「農業環境規範」という。）」（平成17年3月31日付け16生産第8377号 農林水産省生産局長通知）の実践を基本とする。併せて、「安全・安心な農産物の生産」等を加えた取組を農業生産工程管理（GAP）として位置づける。

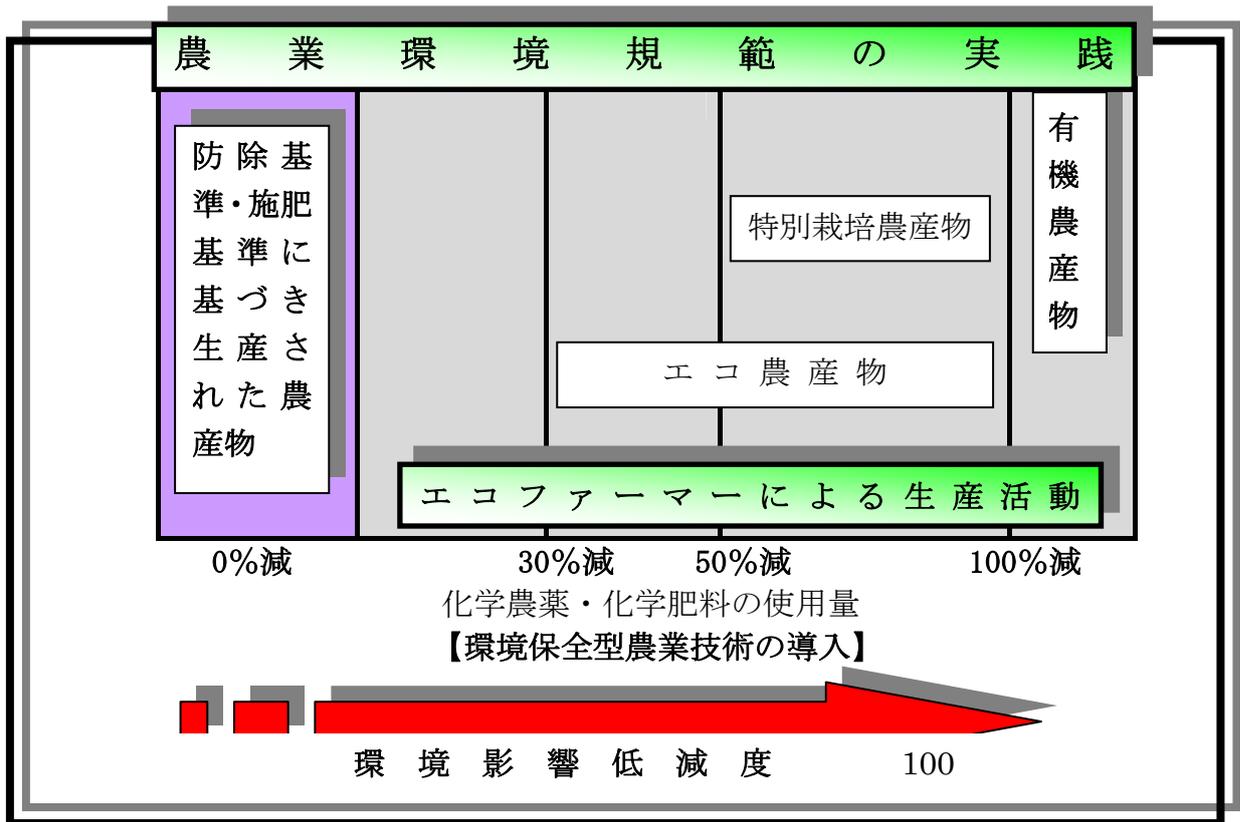
また、積極的な取組として化学合成肥料や化学合成農薬を削減する「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づくエコファーマーの認定を推進し、その発展的形態である、特別栽培農産物の生産や有機農業（「有機農業推進法」に基づく有機農業）を支援をしていく。

さらに、生物多様性の確保や地球温暖化防止対策に取り組む農業生産活動も環境保全型農業と位置づけ、支援をしていく。

区 分		取 組 方 向
防除基準・施肥基準に基づく生産活動及び農業環境規範の実践		<ul style="list-style-type: none"> 防除基準・施肥基準に基づく生産活動とともに、農業者が最低限取り組むべき事項を規定した農業環境規範の実践を通して、「環境保全型農業」が本県農業の基本となるようトレーサビリティなどと併せ推進する。 防除基準・施肥基準は、より環境への影響を低減するよう見直しを行う。 IPM 実践指標モデルの充実を図り、IPM の普及を進める。 「安全・安心な農産物の生産」を進めるため、農業生産工程管理（GAP）に基づく取組を推進する。
エコファーマーの認定		<ul style="list-style-type: none"> 環境影響を低減する「環境保全型農業」の面的な拡大を効率的に図るため、意欲的に環境負荷低減に取り組む農業者をエコファーマーに認定する。
特別栽培農産物等の農業生産活動	特別栽培農産物表示ガイドラインに基づく慣行レベルの策定	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省表示ガイドラインに基づき環境保全型農業に取り組む者を支援するため、作物別の防除・施肥に関する慣行レベルを定める。
	エコ農産物認証制度の促進	<ul style="list-style-type: none"> エコファーマー等の生産する農作物の適正な評価を促進するため、農業団体のエコ農産物認証制度と連携を図る。 環境保全型農業直接支払制度による支援を推進する。

有機農業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業を、肥料や農薬による環境影響を最大限低減した「環境保全型農業」の一形態として位置付け、「静岡県有機農業推進計画」に基づき、生物的・物理的防除の技術開発や耐病性品種育成などを通じ積極的に支援する。 ・環境保全型農業直接支払制度による支援を推進する。
----------	---

環境保全型農業のイメージ図



第3 基本方向

「人と農産物と環境の良い関係をめざして」のテーマのもと以下の3つの基本方向により、生産・流通・消費が一体となって環境保全型農業を推進する。

基本方向 1

自然と調和のとれた環境保全型農業が静岡県農業の基本となるよう推進する。

環境保全型農業を実現するため、農業者は、家畜排せつ物等のバイオマスを積極的に利用した地力の維持・増進を図るとともに、化学肥料や化学農薬の節減、農業用使用済プラスチック等の適正処理やエネルギーの効率的利用等に取り組むものとする。

県及び農業団体等は環境保全型農業技術の開発・普及に向けて、一体的に取り組み、実践者である農業者に対して、きめの細かい指導や啓発を行うことにより、自然と調和のとれた環境保全型農業が静岡県農業の基本となるよう推進する。

基本方向 2

環境保全型農業により生産された農産物の生産拡大と流通促進を図る。

環境保全型農業を静岡県産農産物の基本として位置付け、生産拡大と流通促進を図る。

基本方向 3

消費者に環境保全型農業の適正な評価がなされるよう PR 活動を進める。

地産地消の推進等と併せ、環境保全型農業により生産された農産物を選択的に購入する消費者である「グリーンコンシューマー」等を通して、環境保全型農業が適正に評価されるよう PR 活動を進める。

第4 目標指標

1 自然と調和のとれた環境保全型農業推進

項 目	現状		目標指標
	(H16年)	(H24年)	(H29年)
1 農薬使用量(流通量) [t,kl]	5,640	4,267	3,500
2 肥料使用量(流通量) [t]	142,293	92,370	80,000
3 エコファーマー認定割合 (%)	1.9	3.3	5.5
4 IPM実践指標モデル数 (件)	-	11	15

※ 農薬使用量、肥料使用量の現状(H16年)はH15年

エコファーマー認定割合 H24年は、H22年(農業センサス農家数利用)

2 環境保全型農業によって生産された農産物の生産拡大と流通促進

項 目	現状		目標指標
	(H16年)	(H25年)	(H29年)
環境保全型農業栽培農産物の栽培面積			
水稻 (ha)	382	1,631	1,780
野菜	296	525	605
果樹	29	187	1,200
花	1	12	15
茶	915	1,275	1,400
合 計	1,623	3,630	5,000

3 環境保全型農業の適正な評価のための PR 活動

項 目	現状		目標指標
	(H23年)	(H25年)	(H29年)
環境保全型農業の認知度 (%)	47.8	51.4	60
エコファーマーマークの利用率 (%)	-	32.6	50

※県ホームページによるインターネットアンケート調査

第5 推進方策

県民の健康、食の安全や環境保全への意識の高まりの中、農業者の自主的な取組による、環境保全型農業の推進並びに新鮮・安全・安心で魅力ある農産物の供給を図るため、防除基準並びに施肥基準に基づく適正な生産活動及び農業環境規範の実践と併せ、以下の事項を推進する。

1 自然と調和のとれた環境保全型農業推進

(1) 有機性資源の積極的な活用による地力の増進

土づくりは環境負荷低減の基本技術である。このため、家畜ふん尿や作物残さ、食品廃棄物などの地域のバイオマスのたい肥化による土づくりを推進し、地力の増進と化学肥料の節減を図る。

(2) 環境に配慮した肥培管理の推進

環境負荷に配慮した農業生産を行うため、土壌診断や生育診断及び「施肥基準」に基づく施肥の適正化、肥効調節型肥料や局所施肥（樹冠下液肥施用等）などの効率的な施肥技術の導入、クリーニングクロープや輪作体系の実施等により、環境に配慮した肥培管理を推進する。

(3) 効果的・効率的で適正な防除の推進

農薬の使用による環境への潜在的リスクを低減するため、病害虫・雑草の防除に当たっては、作付け体系の見直し、病害虫抵抗性品種の導入など、病害虫・雑草の発生しにくい環境の整備を図るとともに、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の考え方にに基づき、効果的・効率的な防除を推進する。なお、農薬の使用・管理にあたっては、「農薬取締法」等関係法令を遵守するとともに、「防除基準」に基づき適正に行う。

(4) 水耕等の養液栽培等での取組

エコファーマーや有機JAS、特別栽培農産物表示ガイドラインなどでは、養液栽培による取組が対象から除外されている。しかし、養液栽培も適正な廃液処理を行なって、環境負荷を少なくしていく必要があるため、養液栽培では、養液の循環利用や脱窒等の適正処理を推進する。

(5) 環境に配慮した農業技術の開発・普及

生産性向上と環境負荷軽減を高次元で両立させるため、病害虫防除及び施肥効率化の新たな個別技術を研究開発するとともに、既存技術を含めた環境保全型農業技術の体系化を促進する。また、これらの技術の現地での展示ほ、実証ほの設置や研修会等を開催し、環境保全型農業の技術普及を図る。

生物多様性の保全や炭素貯留効果の高い技術の導入等による地球温暖化防止対策に取り組む。

さらに、新たに得られた知見や他地域での取組事例等、環境保全に関わる情報の収集、提供を積極的に行なう。

なお、防除基準・施肥基準の作成については、得られた研究成果を活用し、より環境に影響の少なくなるよう作成する。

(6) 農業用使用済プラスチック等の適正処理の推進

循環型社会への転換が進められる中、廃棄物の排出抑制・再利用などの基本理念を示した「循環型社会形成推進基本法」が制定されており、排出事業者の責任が強く求められている。

このため、ハウスの被覆資材、肥料の空き袋等の農業用使用済プラスチックの回収から再生利用など、適正処理について組織的な取組を推進するとともに、長期間の使用が可能なフィルムや生分解性プラスチック等の利用の促進を図る。なお、収集運搬・処分に当たっては、排出事業者の責任により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関係法令に基づき適正に行なうものとする。

(7) エネルギーの効率的利用等の推進

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)の削減が求められている。このため、施設栽培においては耐低温性品種の導入とともに熱効率の高い技術の導入を支援する。農業機械等で化石燃料を消費する場合は、効率的利用を推進するとともに、コスト面に配慮しながらバイオマス、太陽熱、太陽光、水力、燃料電池等の新エネルギーの積極的な導入を推進する。

(8) 食の安全対策の推進

環境保全型農業の推進により、安全・安心な農産物生産の基盤を維持するとともに、農業生産工程管理(GAP)の取組等により、食の安全対策を推進する。「しずおか農林水産物認証」、「T-GAP」を静岡県版GAPとして位置づけ推進するとともに、国のガイドラインに則したGAPの拡大を図るため、指導員等の養成を行う。

2 環境保全型農業によって生産された農産物の生産拡大と流通促進

(1) 取組の拡大

農協生産部会や農業生産法人等による組織的な取組として、エコファーマーの積極的な認定推進をはじめ、有機JASや農業団体によるエコ農産物、特別栽培農産物表示ガイドライン及び環境マネジメントシステム(ISO14001)や農業生産工程管理(GAP)の認証等を通して、特色ある産地の育成を図り、環境保全型農業栽培農産物の生産を支援する。

有機農業等を目指す新規就農者を支援し、環境保全型農業の取組の拡大を図る。

(2) 生産情報の発信

インターネットの活用やエコファーマーマークの活用等により環境保全型農業栽培農産物の生産に関する情報発信を行う。

イベント等への積極的な参加を支援し、環境保全型農業のPRに努める。

(3) 販路の拡大

インターネットや冊子等の活用等により、環境保全型農業に取り組む生産者や販売店舗に関する情報発信を行う。

集団による環境保全型農業の取組をすすめ、ロットの拡大を図る。

残留農薬の面で安心度の高い環境保全型農業栽培農産物の輸出促進を図る。

地産地消等との連携により、環境保全型農業による農産物の流通促進を図る。

3 環境保全型農業の適正な評価のためのPR活動

(1) 消費者の理解の促進

農産物即売会やシンポジウムなどによる消費者と農業者との交流の場の確保や地産地消等連携により、環境保全型農業に対する理解の促進を図る。

(2) グリーンコンシューマーによる環境保全型農業栽培農産物購入の拡大

環境保全型農業栽培農産物を選択的に購入する消費者である「グリーンコンシューマー」等を通して、消費者と農業者の連携強化やPRの拡充によって、環境保全型農業栽培農産物購入のネットワークを拡大する。

(3) 食農教育の推進

しずおか地産地消推進協議会、県教育委員会、県学校給食栄養士会等と連携し、環境保全型農業栽培農産物の学校給食への活用の推進により、保護者等による環

環境保全型農業栽培農産物の利用や環境保全型農業に対する理解促進を図る。

NPO等との協働による食農学習ボランティアの育成と活動支援やしずおか地産地消推進協議会のネットワークを活用し、地域の学校や住民と連携した農業体験学習の実施を通して、環境保全型農業に対する理解を促進する。

第6 推進体制

環境保全型農業を積極的に推進するため、市町、農業関係団体や農業者、流通業者、消費者がそれぞれ主体的に取り組むこととする。

- (1) 環境保全型農業の積極的な推進を図るため、関係団体、消費者代表、県関係機関等で組織する「静岡県環境保全型農業推進協議会」(以下「協議会」という。)において、推進方策等の検討を行うとともに、各構成員に対し各々の積極的な活動を要請する。
- (2) 農林事務所は、管内の市町、関係団体等で組織する「環境保全型農業地区推進協議会」(以下「地区協議会」という。)を設置し、地域に適した環境保全型農業の推進を図る。また、新たな知見や他地域での取組状況等の有用な情報について、地域への普及・定着に努めるものとする。
- (3) 試験研究機関は、協議会、地区協議会との緊密な連携のもと、環境保全型農業に係る技術の開発に向け、積極的な取組を図るとともに、農林事務所等を通じて新たな知見等の普及・啓発に努めるものとする。また、防除基準、施肥基準及び農業環境規範の実践に基づく適正な生産活動を指導するとともにエコファーマーの認定を推進する。
- (4) 市町は、環境保全型農業推進体制を整備するとともに、有機農業の推進方針を含む環境保全型農業推進方針を策定し、地域に即した推進を図る。
- (5) 農業関係団体は、協議会並びに地区協議会との緊密な連携を取り、農業環境規範の実践等環境保全型農業の地域への普及や生産情報の発信及び販路の拡大に向けて、積極的な取組を推進するとともに、エコ農産物の認証制度の積極的な運用を図る。
- (6) 農業者は防除基準、施肥基準や農業環境規範等に基づいて積極的に、持続性の高い環境保全型農業を実践するとともに、農産物の安全性を確保する。
- (7) 流通業者は、環境保全型農業に対する適正な評価をするとともに、環境保全型農業栽培農産物を取り扱うよう努める。
- (8) 消費者は、環境保全型農業に対する理解を深めるとともに、環境保全型農業栽培農産物の利用に努める。
- (9) 関係者は、環境保全型農業の推進を図るため広報・啓発活動を積極的に実施する。

第7 進行管理と評価

PDC Aサイクルの中で、基本方針に沿った施策の進行管理と評価を行い、県民の理解を得る施策管理を行う。

[平成 17 年 6 月 1 日 制定]

[平成 21 年 6 月 1 日 一部改正]

[平成 25 年 3 月 29 日 一部改正]

[平成 26 年 10 月 3 日 一部改正]

用語解説

用語名	内 容
エコファーマー	<ul style="list-style-type: none"> 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。
NPO	<ul style="list-style-type: none"> Non-Profit Organization の略。 営利を目的としない民間の組織や団体のこと。
温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> 地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。 代表的なものに二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与しており、我が国では、農林水産業分野からの排出量（CO₂換算）は、国内の全排出量の 4.8%（14 年度）を占める。
化学農薬	<ul style="list-style-type: none"> 人口的に合成した（化学物質）を使って製造した農薬のこと。
化学肥料	<ul style="list-style-type: none"> 化学（工業）的方法により製造された肥料のこと。
環境と調和のとれた農業生産活動規範	<ul style="list-style-type: none"> 国が策定した農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範のこと。 平成 17 年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする（クロス・コンプライアンス）」との方針が定められている。
環境保全型農業	<ul style="list-style-type: none"> 農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的考え方」（平成 6 年 4 月農林水産省環境保全型農業推進本部））。
環境マネジメントシステム（ISO14001）	<ul style="list-style-type: none"> 企業が経営方針の中に環境に関する方針を取り入れ、計画策定・実施・運用する一連の環境管理の取り組みを実施するための、組織や責任、実務、手順、プロセスおよび経営資源のこと。組織が自主的に作成、実施し、その仕様及び利用の手引きとなる規格が ISO14001 である。基本的に P (Plan)-D (Do)-C (Check)-A (Action) の手順で進められる。
局所施肥	<ul style="list-style-type: none"> 肥料の効率を高めるために、作物の根に吸収され易い位置に肥料を集中的に施すこと。
クリーニングクロープ	<ul style="list-style-type: none"> 肥料成分等が集積して悪化した土壌を浄化するために栽培する作物のこと。生育が旺盛で、短期間に養分の吸収量が多いことが必要である。飼料用トウモロコシやソルゴーなどが知られている。

用語名	内 容
グリーンコンシューマー	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮された製品やサービスを選択し、購入することを「グリーン購入」と言い、グリーン購入に取り組んでいる人を「グリーンコンシューマー」と呼ぶ。
経済連による静岡県エコ農産物	<ul style="list-style-type: none"> 栽培管理方式や品質表示等、消費者志向への対応を重点とした安全・安心な農産物づくりと環境保全型農業の推進を図るため、認証された農産物のこと。
残留農薬	<ul style="list-style-type: none"> 農作物の病虫害駆除や除草のために使われる農薬が、作物や土壌に残留すること。
静岡県農薬安全使用指針・農作物病虫害防除基準	<ul style="list-style-type: none"> 県内で栽培されている農作物について、問題となる病虫害ごとに防除方法、効果のある薬剤などを記載したもの。主に農作物や病虫害の適用の有無を確認して使用する農薬を選定したり、選定した農薬の使用方法などを確認したりする。法律で義務づけられたものではなく、都道府県職員や農協営農指導員らが農家の防除を指導する際に利用。 本県では、平成17年度から、WEB化し、インターネット上で農薬の検索、文章の閲覧等ができるようにした。
循環型社会形成推進基本法	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会を形成するための基本法で、2000年の第147通常国会で成立した。製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」(EPR)を一般原則として盛り込み、廃棄物の最終処分量を削減するため(1)廃棄物の「発生抑制(リデュース)」「(2)使用済み製品をそのまま使う「再使用(リユース)」「(3)使用済み製品を原材料として利用する「再生利用(リサイクル)」「(4)廃棄物の「適正処分」——の優先順位を明記した。
食農教育	<ul style="list-style-type: none"> 「食の教育」と「農の教育」は別々のものではなく、一体として進められるものであり、特に、食習慣の形成という点からは、子供時代の食生活のあり方が重要であり、学校教育の場での食を生み出す農業の体験を取り入れ、食について考えていってもらうこと。
生育診断	<ul style="list-style-type: none"> 生育中の作物体形態の調査、葉中の窒素含量や葉色の測定等作物の調査によりその生育状況を判断すること。
生分解性プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> 使用後に土などの生態系に戻すことで、微生物の働きで完全に分解されるように開発されたプラスチック。天然素材から生成するものや合成素材を用いたもの、それらの複合体等がある。また、でんぷんなどを用いた生物崩壊性プラスチックもある。農業用やごみ袋をはじめ、様々な分野への応用が期待されている。
施肥基準	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が作物の種類、土壌、作型等の別に標準的な施肥量等の指導上の基準を示したもの。栽培指針等の名で作成されているものもある。
総合的病虫害・雑草管理(IPM)	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病虫害及び雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準の維持を図る。また、農業生態系への影響を可能な限り抑制することを通じ、生態系が有する病虫害及び雑草抑制機能を可能な限り活用することにより、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資するものである。

用語名	内 容
脱窒	<ul style="list-style-type: none"> ・還元的土壌中で、硝酸態窒素が主として脱窒菌により、亜酸化窒素や窒素ガスとなり、大気中に放出される現象のこと。
地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ・「地元生産―地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で特に農林水産業の分野で使われている。「地産地消」は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組み。
農業生産工程管理 (GAP)	<ul style="list-style-type: none"> ・Good Agricultural Practice の略称。「農業生産工程管理」と翻訳されている。農作物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、適切な生産方法を示す手引きとその手引きを実践する取り組みのこと。
土壌診断	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌を調査・分析し、診断基準に基づいて、土壌養分の水準等の理化学的性質について診断し、施肥や対処方針を指示し、また、土壌の理化学的性質の変動を監視すること。
特別栽培農産物表示ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと）に比べて、化学合成農薬の使用回数が 50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された農産物（特別栽培農産物）の生産の原則等が定められている。
燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> ・水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーによって、電力を発生させる装置のこと。クリーンで高い発電効率のため、地球環境に負担をかけない発電として期待されている。
バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。
肥効調節型肥料	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素肥料などの溶出や可給化速度を調節することによって、肥効の向上を図った肥料のこと。速効的な肥料を被覆（コーティング）することにより、肥効を調節する肥料が開発されている。
輪作体系	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の期間同じほ場に種類の違う作物を一定の順位に従い、順に栽培すること。
有機 J A S	<ul style="list-style-type: none"> ・有機 J A S 認証制度とは、農林水産大臣に登録した第三者機関（登録認定機関）が、有機農産物等の生産行程管理者（農家や農業生産法人等）や製造業者を認定し、認定を受けた者が、有機農産物や有機加工食品について、有機 J A S 規格に適合しているかどうかを格付けし、その結果、適合していると判断されたものに有機 J A S マークを付し、「有機」の表示ができる制度
養液栽培	<ul style="list-style-type: none"> ・植物の生長に必要な養水分を、液肥として与える栽培方法である培地を用いない水耕栽培、噴霧耕と、培地を用いた固形培地耕とがある。現在、トマトやナスなどのナス科の野菜、ホウレンソウやレタスなどの軟弱野菜、メロンやイチゴなどの果物的果菜類、バラなどの花卉に多く用いられている方法である。培地に土を用いたものは、養液栽培には含めず、養液土耕という。

(別紙)

目 標 指 標 設 定 の 考 え 方 等

基本方向 1 自然と調和のとれた環境保全型農業推進

項 目	現状		目標指標	目標指標設定の考え方および現状の説明
	H16年	H24年	H29年	
1 農薬使用量(流通量) [t,kl]	5,640	4,267	3,500	更に削減を進め、H24年の年間流通量(4,267t,kl)から767t,kl程度を目指す。
2 肥料使用量(流通量) [t]	142,293	92,370	80,000	更に削減を進め、H24年の年間流通量(92,370t)から12,370t程度を目指す。
3 エコファーマー認定割合 (%)	1.9	3.3	5.5	農業センサスの総農家数を母数として算出。 平成25年度の関東平均5.1%を上回る割合を目指す。 (エコファーマー実数 H24:2,609、H29:3,600)。
4 IPM実践指標モデル数 (件)	-	11	15	本県主要農産物のIPM実践指標モデルを毎年作成。

※ 農薬使用量、肥料使用量の現状(H16年)はH15年。エコファーマー認定割合(H24年)はH22年(農業センサス農家数利用)。

基本方向 2 環境保全型農業によって生産された農産物の生産拡大と流通促進

項 目	現状		目標指標	目標指標設定の考え方および現状の説明
	H16年	H25年	H29年	
環境保全型農業栽培農産物の栽培面積				作物類型の目標面積については、現況と技術の開発動向を踏まえ見直した。 (現状は、H17年及びH26年3月末のエコファーマーの認定承認計画の取り組み面積、経済連特別栽培農産物取組面積、有機農産物実態調査における面積の積上げ)。
水稲 (ha)	382	1,631	1,780	
野菜	296	525	605	
果樹	29	187	1,200	
花	1	12	15	
茶	915	1,275	1,400	
合 計	1,623	3,630	5,000	

基本方向 3 環境保全型農業の適正な評価のためのPR活動

項 目	現状		目標指標	目標設定の考え方および現状の説明
	H23年	H25年	H29年	
環境保全型農業の認知度 (%)	47.8	51.4	60	各種推進活動を通じて、県インターネットアンケートにおいてH25年から10%程度の増加を目指す。
エコファーマーマークの利用率 (%)	-	32.6	50	エコファーマーマーク利用の利便性の向上を進め、H25年から15%以上の増加を目指す。

静岡県環境保全型農業推進方針のあらまし

趣旨

環境負荷の少ない農業への転換を目指し、本県の自然立地条件に即した持続性の高い環境保全型農業を推進するため、静岡県環境保全型農業推進方針を策定する。

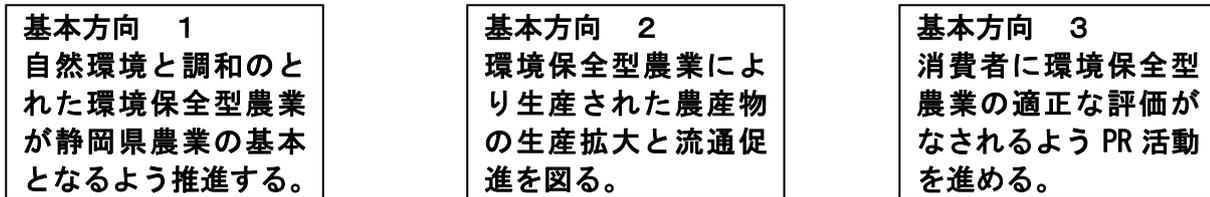
本県における環境保全型農業に対する考え方

農作物病害虫防除基準、農作物施肥基準に基づく適正な生産活動及び農業環境規範の実践を基本とし併せてエコファーマーの認定を推進し、その発展形態として、特別栽培農産物等及び有機農産物の生産に係る農業生産活動を位置付け、特色ある産地育成を支援していくこととする。

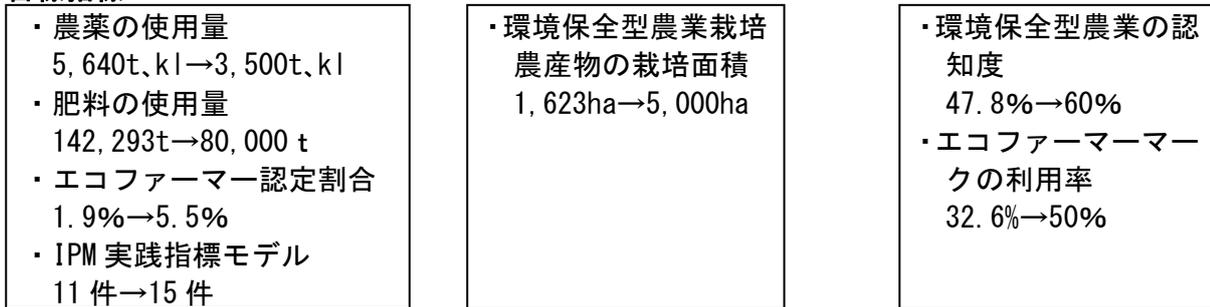
基本方向

～ 人と農産物と環境の良い関係をめざして ～

このテーマのもとに、次の3つの基本方向により生産・流通・消費が一体となって環境保全型農業を推進する。



目標指標



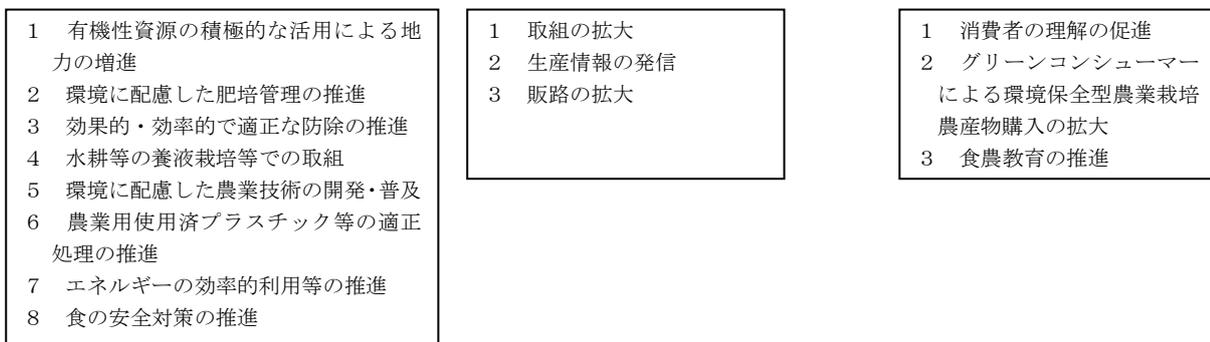
エコファーマーの認定推進



消費者との交流促進



推進方策



推進体制

環境保全型農業を積極的に推進するため、農業者や関係団体、流通業者、消費者がそれぞれ主体的に取り組む。

進行管理と評価

PDC Aサイクルの中で、基本方針に沿った施策の進行管理と評価を行い、県民の理解を得る施策管理を行う。